

第25期
足利市議会改革大綱

～第25期足利市議会改革の取組結果～

令和5年2月

足利市議会

目 次

はじめに	3
1 第 25 期における議会改革の経過	4
2 議会改革の大綱	6
3 改革事項の内容	7
第 1 議員定数の見直し	7
第 2 議員政治倫理の確立	8
第 3 議員報酬の見直し	8
第 4 政務活動費の見直し	9
第 5 議会広報広聴の推進	10
第 6 委員会の組織・運営の見直し	10
第 7 議会の組織・運営の見直し	11
参考資料	
資料 1 協議会・理事会・専門部会の開催経過	13
資料 2 答申次別 答申項目一覧	17
資料 3 足利市議会改革推進協議会設置要綱	19
資料 4 答申（第 1 次～第 6 次）	21
資料 5 第 24 期までの議会改革の経過	32

はじめに

平成25年6月に制定した足利市議会基本条例の前文において、「足利市議会は、市民に選ばれた議員で構成する代表機関であり、同じく市民に選ばれた市長とともに市民の意思を代弁する責務を負っています。これら二つの代表機関は、ともに市民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の議事機関として、二元代表制の一翼を担い市民福祉の向上及び市勢の伸展に努めなければならない」と定められています。

本市議会では、平成10年、第19期市議会から、議長の諮問機関である「議会改革推進協議会」を設置し、以後積極的に議会改革の取り組みを進めています。

議会基本条例で定める議会の責務を自覚し、地方自治の本旨の実現を使命として自治体の自立に対応できる議会へと自ら改革するため、今期、第25期市議会（令和元年5月～令和5年4月）においても、足利市議会改革推進協議会を設置し、更なる議会改革の取り組みを行い、その成果をここにとりまとめたものです。

令和5年2月

足 利 市 議 会

1 第25期における議会改革の経過

令和元年5月に新たな市議会が構成され、議員総会にて議会改革の更なる推進を確認し、6月、前期と同様に「足利市議会改革推進協議会」を設置しました。

(1) 組織構成

足利市議会改革推進協議会（議長を除く議員23人）

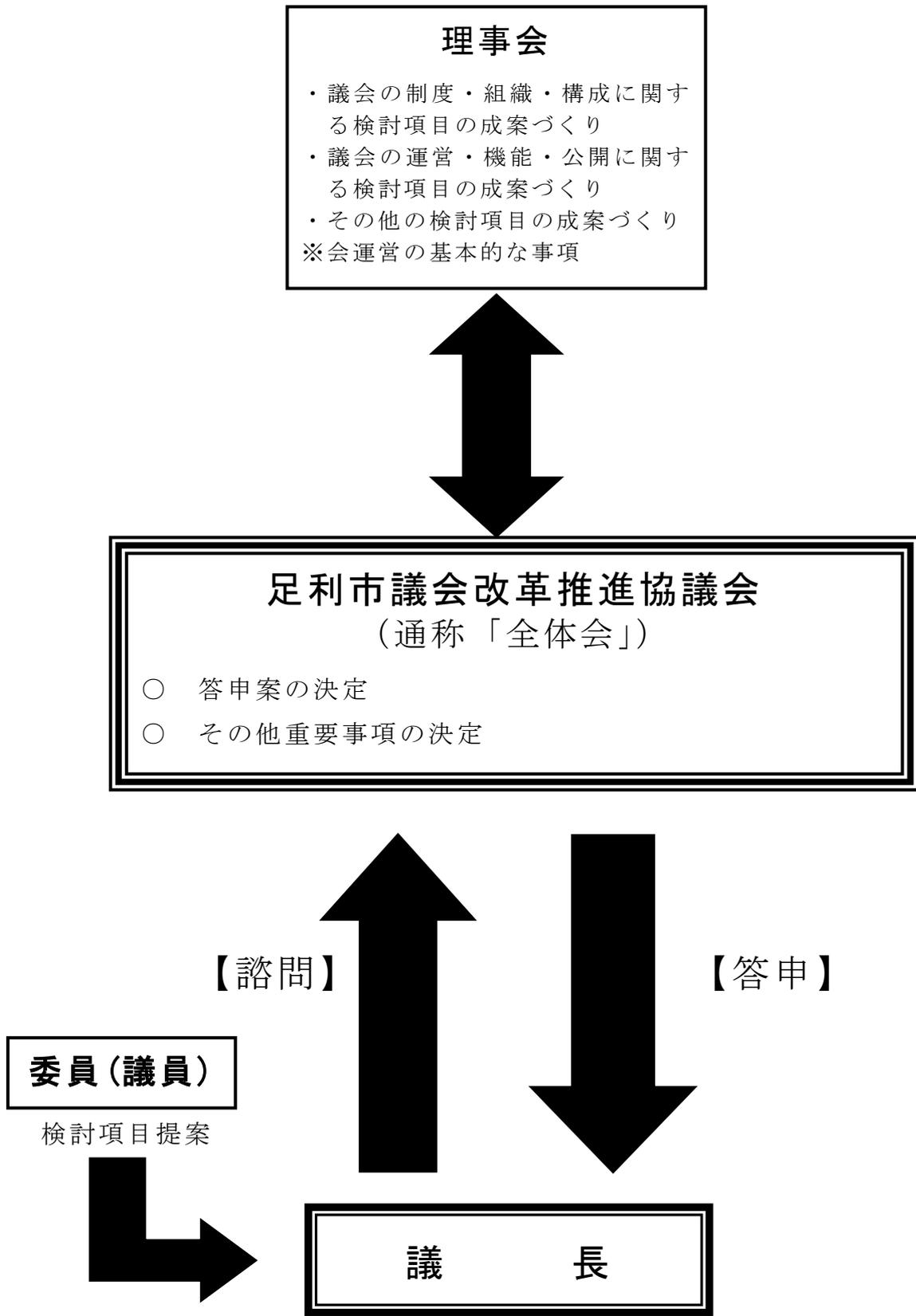
- ・理事会（5人）

(2) 会議開催回数

- ・協議会：10回
- ・理事会：35回

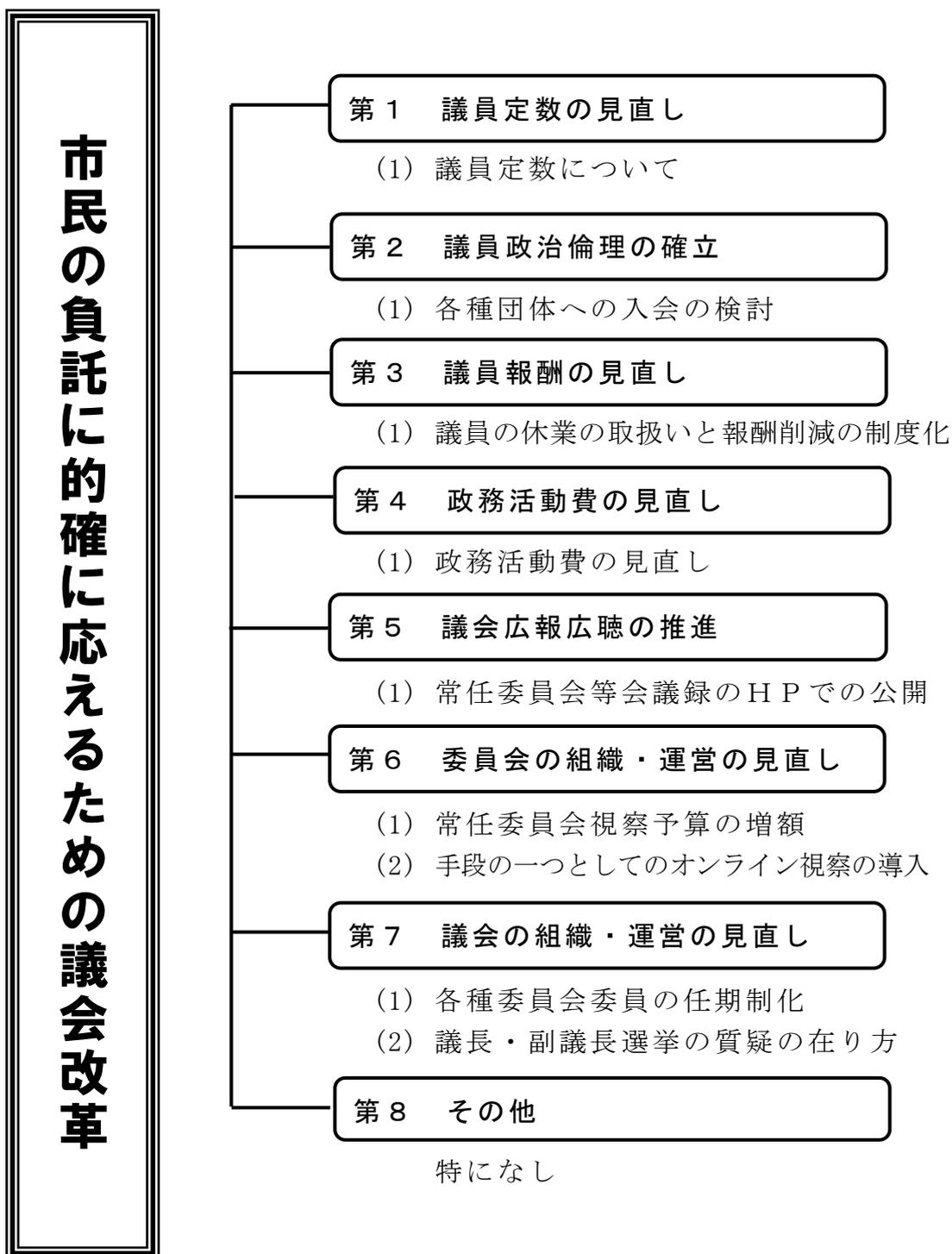
(3) 答申時期

- ・第1次：令和元年12月
 - ・第2次：令和2年8月
 - ・第3次：令和3年3月
 - ・第4次：令和4年2月
 - ・第5次：令和4年9月
 - ・第6次：令和5年2月
- （協議会提案 令和5年2月）



今期における議会改革の推進体制

2 議会改革の大綱



3 改革事項の内容

第 1 議員定数の見直し

(1) 議員定数について

議員定数については、現状維持とします。

【令和 5 年 2 月 2 7 日 第 6 次答申】

平成 23 年の地方自治法の改正により、議員定数の法定上限数が撤廃され、各市が条例において定数を定めています。

これまで足利市議会では、積極的に議会改革を進め、継続的に議員定数の見直しを行っていますが、第 25 期市議会においても検討を行い、近隣市の定数、人口規模や市内地区に対する議員数などを考慮した結果、現行定数を維持することとすることをしました。

【参 考】

○本市議会における議員定数の推移

	自治法上の定数	本市定数	比 較	備 考
～昭和 42 年 4 月	36 人	36 人	—	
昭和 42 年 4 月～	40 人	36 人	▲4 人	昭和 41 年 9 月 「足利市議会の議員の定数数を減少する条例」を制定
昭和 62 年 4 月～	40 人	32 人	▲8 人	昭和 61 年 3 月同改正
平成 15 年 4 月～	34 人 (上限)	30 人	▲4 人	平成 14 年 9 月 「足利市議会議員定数条例」を制定
平成 19 年 4 月～	34 人 (上限)	28 人	▲6 人	平成 18 年 6 月同改正
平成 23 年 4 月～	34 人 (上限)	24 人	▲10 人	平成 22 年 6 月同改正

○年間一人当たり議員関係費（令和 4 年度予算）

・報酬	5,976,000 円	期末手当	2,346,825 円
・政務活動費	600,000 円	委員会視察旅費	50,000 円
		合計	8,972,825 円

第2 議員政治倫理の確立

(1) 各種団体への入会の検討について

政治倫理上の疑義が生じないように、市から補助金が出ている団体等への加入や進退去就については、各議員が慎重に対応することとしました。

【令和4年2月24日 第4次答申】

議員の諸活動においては、政治倫理上の疑義が生じないように常に注意を払う必要があり、各種団体における活動であっても市民に誤解を招くことが無いよう努めなければなりません。

特に、市から補助金が出ている団体等における議員の活動は、政治倫理上の疑義が生じやすいため、加入や進退去就については各議員が慎重に対応することとしました。

第3 議員報酬の見直し

(1) 議員の休業の取扱いと報酬削減の制度化について

議員が市議会の諸会議等を長期にわたり欠席した場合の休業の取扱いや議員報酬等の減額については、第26期足利市議会において制度化を図ることとします。

【令和3年3月19日 第3次答申】

育児、介護又は疾病等をやむを得ず議員活動を休止した場合、議員の処遇がルール化されることで、市民に対する説明責任が明確となります。

全国市議会議長会の標準会議規則の改正の動向を踏まえ、第26期足利市議会において制度化を図ります。

第4 政務活動費の見直し

(1) 政務活動費の見直しについて

通信費と燃料費の按分率を見直し、通信費を1/9から1/5に、燃料費を1/5から1/4とします。

【令和5年2月27日 第6次答申】

政務活動費の按分率については、デジタル社会に向けた社会情勢の変化や判例、議員活動の状況等を踏まえ、按分率を見直し、通信費を1/9から1/5に、燃料費を1/5から1/4としました。

また、タブレット導入経費の捻出のために削減していた政務活動費を削減前に戻し、政務活動費の一人あたり月額を6万円とするよう答申しました。

【参 考】

○政務活動費交付額の推移（一人当たり年額）

	政務活動費 交付額	比 較	備 考
平成 9 年度～	120 万円 (月額 10 万円)	—	
平成 18 年度～	100 万円	▲20 万円	
平成 20 年度～	84 万円 (月額 7 万円)	▲16 万円	
平成 22 年度～	72 万円 (月額 6 万円)	▲12 万円	平成 22 年度のみの 暫定措置
平成 23 年度～	72 万円 (月額 6 万円)	—	
平成 31 年度～	60 万円 (月額 5 万円)	▲12 万円	

第5 議会広報広聴の推進

(1) 常任委員会等の会議録のホームページでの公開について

**常任委員会の会議録を市議会ホームページで公開しました。
【令和2年8月20日 第2次答申】**

市民に対する議会活動広報を更に推進するため、常任委員会の会議録を、令和4年分から公開を開始しました。

また、議案についても令和4年9月定例会の議案から公開を開始しました。

第6 委員会の組織・運営の見直し

(1) 常任委員会視察予算の増額について

**令和4年度から常任委員会視察予算を1人あたり1万円増額し、5万円としました。
【令和3年3月19日 第3次答申】**

他市等の先進事例を調査研究する常任委員会視察は、議会活動だけでなく市政全体に対して有意義であり、これまで予算によって視察先が限定されていた現状を改善するため、一人あたり1万円の増額を行いました。

(2) 手段の一つとしてのオンライン視察の導入について

**議員視察の手段としてオンライン視察を導入します。
【令和4年2月24日 第4次答申】**

議員視察（常任委員会視察や会派・議員視察）は、訪問することが原則ですが、非常時をはじめ、予算を超える遠方の視察を実施する場合、あるいは既に視察を実施してしまい予算がない場合等における視察の手段の一つとして、オンラインによる視察を導入します。

第7 議会の組織・運営の見直し

(1) 各種委員会委員の任期制化について

行政の諮問機関等への委員の推薦においては、一定期間（概ね4年）までとし、多選をしないこととしました。

【令和元年12月20日 第1次答申】

各種委員の就任については、多くの議員が経験できるように一定期間（概ね4年）までとし、多選をしないよう見直しました。

(2) 議長・副議長選挙の質疑の在り方について

議長・副議長選挙において質疑を行う場合、形式的とならないよう、立候補者が属していた会派以外の議員が行うものとします。

【令和5年2月27日 第6次答申】

議長・副議長選挙では、所信表明や質疑を行うことにより、立候補者の政治姿勢が明確化され、市民にもわかりやすくなります。

議長・副議長選挙における所信表明や質疑は、市民に開かれた議会を推進する上で必要です。

なお、質疑を行う場合は、内容が形式的なものとならないよう、立候補者が属していた会派以外の議員が行うよう見直します。